島根県警察本部告示　島免第3111号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による聴聞を次のとおり行うので、同法第104条の２第２項の規定により告示する。

令和８年10月21日

島根県警察本部長　高石　将也

1　聴聞の期日　　令和８年11月４日　　午前10時00分

2　聴聞の場所　　松江市打出町250番地１
島根県警察本部交通部運転免許課